

Q2 親が多額の借金を残して亡くなりました。私が代わりに返済しなければならないのですか？

借金をしていた親(被相続人)が死亡した場合、原則として、子ども(相続人)はその借金を相続することになります。しかし、被相続人の遺産中に、預貯金、不動産(土地や建物)、株式などのプラスの財産がほとんどなく、借金などのマイナスの財産ばかり残っている場合、**相続放棄**の手続をとれば、借金などの負担を引き継がないで済みます。ただし、相続放棄の手続をした人は、はじめから相続人でなかったことになり、プラスの財産を相続することもできません。

相続放棄の手続は、通常、被相続人が死亡し、自分が相続人になったことを知ってから3か月以内に、被相続人が死亡した当時の住所地を管轄する家庭裁判所に相続放棄の申述書を提出して行います。この3か月の期間(熟慮期間)は、やむを得ない事情があれば、相続開始地の家庭裁判所に伸長を求める申立てをすることもできます。

Q3 法定相続分とは何ですか？

法定相続分とは、法律で定められた相続分のことです。亡くなった人(被相続人)が遺言をしていない場合などに適用されます。法律上、相続する順番と法定相続分は次表のように決められています。

相続する順番	法定相続分	
① 配偶者と直系卑属(子、孫など)	配偶者	2分の1
	直系卑属	2分の1
② 配偶者と直系尊属(父母、祖父母など)	配偶者	3分の2
	直系尊属	3分の1
③ 配偶者と兄弟姉妹	配偶者	4分の3
	兄弟姉妹	4分の1

(※昭和55年12月31日以前に開始した相続については、異なる法定相続分が適用されます。なお、直系卑属とは、子、孫などのことをいいます。直系尊属とは、父母、祖父母などのことをいいます。)

被相続人の**配偶者(法律上の婚姻関係にあった夫、妻)**は、他の相続人がだれであっても、法定相続分が認められます。子ど

全国の法テラス所在地一覧

	業務時間：平日 9:00～17:00		
北海道	札幌	☎0503383-5555	〒060-0061 札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F
	函館	☎0503383-5560	〒040-0063 函館市若松町6-7 三井生命函館若松ビル5F
	旭川	☎0503383-5566	〒070-0033 旭川市3条通9-1704-1 住友生命旭川ビル6F
	釧路	☎0503383-5567	〒085-0847 釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F
	宮城	☎0503383-5535	〒980-0811 仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F
東北	福島	☎0503383-5540	〒960-8131 福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F
	山形	☎0503383-5544	〒990-0042 山形市七日町2-7-10 NANABEANS 8F
	岩手	☎0503383-5546	〒020-0022 盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F
	秋田	☎0503383-5550	〒010-0001 秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F
	青森	☎0503383-5552	〒030-0861 青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F
関東	東京	☎0503383-5300	〒160-0004 新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル1～3F
	神奈川	☎0503383-5360	〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F
	埼玉	☎0503383-5375	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま工会議事所会館6F
	千葉	☎0503383-5381	〒260-0013 千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる) 2F
	茨城	☎0503383-5390	〒310-0062 水戸市大町3-4-36 大町ビル3F
	栃木	☎0503383-5395	〒320-0033 宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F
	群馬	☎0503383-5399	〒371-0022 前橋市千代田町2-5-1 前橋ビルサ5F
	静岡	☎0503383-5400	〒420-0853 静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2・11F
	山梨	☎0503383-5411	〒400-0032 甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F
	長野	☎0503383-5415	〒980-0835 長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F
新潟	☎0503383-5420	〒951-8116 新潟市中央区東中通1番10ビル2F	
中部	愛知	☎0503383-5460	〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティービル15F
	三重	☎0503383-5470	〒514-0033 津市丸之内34-5 津中央ビル
	岐阜	☎0503383-5471	〒500-8812 岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F
	福井	☎0503383-5475	〒910-0004 福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F
	石川	☎0503383-5477	〒920-0911 金沢市橋場町1-8
富山	☎0503383-5480	〒930-0076 富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	
近畿	大阪	☎0503383-5425	〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F
	京都	☎0503383-5433	〒604-8005 京都市中京区河原町通二条上る恵比須町427 京都朝日会館9F
	兵庫	☎0503383-5440	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F
	奈良	☎0503383-5450	〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F
	滋賀	☎0503383-5454	〒520-0047 大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F
和歌山	☎0503383-5457	〒640-8152 和歌山市十番丁15 市川ビル2F	
中国	広島	☎0503383-5485	〒730-0013 広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1・6F
	山口	☎0503383-5490	〒753-0072 山口市大手町9-11 山口県自治会館5F
	岡山	☎0503383-5491	〒700-0817 岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F
	鳥取	☎0503383-5495	〒680-0022 鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F
	島根	☎0503383-5500	〒690-0884 松江市南田町60
四国	香川	☎0503383-5570	〒760-0023 高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F
	徳島	☎0503383-5575	〒770-0855 徳島市新蔵町1-31 徳島弁護士会館4F
	高知	☎0503383-5577	〒780-0870 高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F
	愛媛	☎0503383-5580	〒790-0001 松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F
	九州	福岡	☎0503383-5501
佐賀		☎0503383-5510	〒840-0801 佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F
長崎		☎0503383-5515	〒850-0875 長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F
大分		☎0503383-5520	〒870-0045 大分市城崎町2-1-7
熊本		☎0503383-5522	〒860-0844 熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F
鹿児島		☎0503383-5525	〒892-0828 鹿児島市金生町4番10号 アーパンスクエア鹿児島ビル6階
宮崎		☎0503383-5530	〒880-0803 宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F
沖縄	☎0503383-5533	〒900-0023 那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	

050 ■法テラスでは、IP電話を使用しています。
■おかけ間違いのないよう必ず「050」からダイヤルしてください。

コールセンターでは全国どこからでもお問い合わせを受け付けています。
平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00

おなやみなし
コールセンター(愛称サポートダイヤル) ☎ 0570-078374

※「0570」はナビダイヤルの番号です。固定電話であれば、全国どこからでも、3分8.5円(税別)で通話することができます。

※PHS・IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。

平成25年4月発行



相続問題Q&A



法テラス・コールセンターへのお問い合わせの多いご質問を紹介します。このほかにも、法テラス・ホームページでよくある質問と答えを紹介していますので、ご覧ください。

Q1 遺言は、どのようにして作るのですか？

一般に用いられる普通方式の遺言には、自筆(じひつ)証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言があります。遺言の各方式は、遺言者の真意を尊重するために設けられており、この方式に違反した遺言は無効となります。

自筆証書遺言は、遺言をする人(遺言者)が自分で遺言の全文、日付、氏名を手書きし、押印するという方式で行う遺言です。日付や氏名の記載がないものや、他人に代筆してもらったもの、パソコンで作成したものなどは無効です。自筆証書遺言は、他の遺言と比べて簡単に作成でき、費用もかかりませんが、遺言者が亡くなった後で**検認手続**が必要です。この手続は、遺言書の偽造や勝手な書換えを防ぐために行われます。

秘密証書遺言は、遺言の内容を記載した文書に遺言者が署名押印して、封筒に入れ、遺言書に用いた印で封印し、これを公証人に提出して作成します。遺言の内容をだれにも知られたくない場合などに利用されますが、家庭裁判所での検認手続を必要とします。

公正証書遺言は、遺言者が、2人以上の証人の立会いの下で遺言の趣旨を公証人に述べ、公証人がこれを筆記し、その内容を読み聞かせ、全員が署名押印して作成します。公正証書遺言を作成する際は、**公証人**に費用を支払わなければなりません。検認手続は不要です。なお、公正証書遺言の原本は、公証人が長期にわたり保管することになっています。

法律問題Q&Aシリーズ ②

法テラスは国が設立した公的な法人です。

もや直系尊属、兄弟姉妹が2人以上いる場合は、それぞれ頭割り等で分することになります。ただし、以下の点に注意が必要です。

①の場合、**嫡出子**(「ちやくしゅつし」と読み、法律上の婚姻関係にある男女の間に生まれた子どものことをいいます。)以外の子どもの法定相続分は、嫡出子の法定相続分の2分の1となります。また、子どもが孫より先に亡くなっている場合、孫が子どもに代わって相続人となります(**代襲相続**)。

②の場合、**親等**(※)の異なる直系尊属がいるときは、被相続人と親等が近い人(両親と祖父母がいる場合は、両親だけ)が相続人となります。

※「親等(しんとう)」は、被相続人から見た、家族の世代の遠さを数える法律上の単位です。例えば、被相続人の子どもや両親は1親等、孫や祖父母、兄弟姉妹は2親等、おじ・おば(祖父母の子ども)は3親等、いとは4親等になります。配偶者は、被相続人と同じ世代です。

③の場合、被相続人と父母の一方が異なる兄弟姉妹の法定相続分は、被相続人の父母の間に生まれた兄弟姉妹の法定相続分の2分の1になります。

Q4 土地(と建物)を相続しました。登記の名義を変更するには、どのような書類が必要ですか？

相続によって取得した不動産(土地、建物)については、その所有者の名義(登記名義)を変更する手続(**相続登記**)をすることができます。

相続登記の申請は、不動産の所在地を管轄する登記所(法務局)に、必要事項を記載した申請書と、法律で定められた書類(添付書類)を提出して行うことになります。なお、申請の手続は、インターネットを利用して行うこともできます(**オンライン申請**)。

添付書類は、申請する登記の種類や内容に応じて異なります。具体例は次のとおりです。

(1) 法定相続分による相続登記の場合

被相続人が生まれた時から亡くなるまでの親族関係を明らかにする戸籍謄本など

(2) 遺産分割協議に基づく相続登記の場合

(1)の場合に必要な書類のほか、遺産分割協議書、財産・不動産を取得しない相続人を含む法定相続人全員の印鑑登録証明書など

(3) 遺言に従って相続登記をする場合

遺言書(公正証書遺言でなければ、家庭裁判所で検認手続をしておくことが必要です。)、被相続人が亡くなったことを証明する戸籍謄本など

詳しくは、お近くの法務局や弁護士、司法書士などの専門家に確認されるとよいでしょう。

Q5 夫(妻)が「全財産を両親に贈る」という遺言をして亡くなりました。私と子どもは、夫(妻)の遺産を相続することができないのですか？

被相続人の配偶者とその子どもには、**遺留分**(いりゆうぶん)が認められます。

遺留分とは、被相続人の遺言の内容にかかわらず、配偶者、子ども、両親などの法定相続人(兄弟姉妹を除く)が遺産の一部を取得することができるように、法律で定められた権利の割合をいいます。

遺留分は、両親、祖父母などの直系尊属のみが相続人となる場合には、遺産全体の3分の1、その他の場合には、遺産全体の2分の1となります(**抽象的遺留分**)。遺留分のある相続人(**遺留分権利者**)が2人以上いるときは、遺留分権利者の間で、抽象的遺留分を各自の法定相続分に応じて分け合うことになります(**具体的遺留分**)。

被相続人が、すべての遺産を相続人以外の者に贈与するという内容の遺言(遺贈)をしていた場合など、遺留分を考慮していない相続がされた場合、遺留分権利者は、遺贈の相手方(受遺者)や被相続人から生前贈与を受けた人(受贈者)に対し、遺留分の範囲内で、遺贈、あるいは生前贈与された財産の返還を求めることができます(**遺留分減殺(げんさい)請求権**)。

ただし、遺留分減殺請求権は、自己の遺留分が否定されるような事情があることを知った後1年経つか、または、相続が開始した後10年経つと、主張することができなくなります。

Q6 相続を放棄したら、生命保険金を受け取ることはできないのですか？

だれが生命保険金の「受取人」に指定されているかにより、結論が異なります。

特定の個人や会社などが受取人に指定されている場合、生命保険金を受け取る権利は、被保険者(被相続人)から相続によって引き継ぐ財産ではなく、はじめから受取人自身の財産だったことになります。したがって、相続放棄をしたかどうかに関係なく、生命保険金を受け取ることができます。

受取人が単に「相続人」とだけ指定されていた場合、その指定をした時点で相続人となる可能性のある人を受取人とする趣旨なら、相続開始後に相続人でなくなったとしても、生命保険金を受け取る権利は失われないと考えられます。なお、2人以上の推定相続人が受取人に指定されている場合、通常は、法定相続分に従って生命保険金を取得することになります。

上記に対して、被保険者(被相続人)自身が受取人に指定されている場合、生命保険金を受け取る権利も被相続人の遺産の一部になります。したがって、相続放棄の手続をとった人は、生命保険金を受け取ることはできません。

Q7 「寄与分」、「特別受益」とは、何ですか？

寄与分は、被相続人の財産の維持・増加に特別の貢献をした相続人に認められる権利で、その割合は、相続人間の話し合いで決めることになります。実際には、遺産分割協議の場で、具体的な遺産の分割方法を定めるための前提条件として話し合うのが一般的です。

特定の相続人について寄与分を定めた場合、まず、遺産全体の評価額から寄与分に相当する金額を差し引き、残りの金額を、寄与分が認められた相続人(**寄与分権利者**)を含むすべての相続人の間で、法定相続分に応じて分け合い、それぞれの相続人が取得する遺産の額を求めます。これに、先ほど差し引いた金額を加算したものが、寄与分権利者の取得する遺産の額となります。

特別受益は、結婚の支度金にあてるなどの名目で、特定の相続人が被相続人から遺贈や生前贈与の形で譲り受けた財産(経済的利益)のことです。

被相続人から特別受益にあたる財産を譲り受けた相続人(**特別受益者**)がいる場合、その額を相続開始時の遺産全体の評価額に加算し(**持戻し**)、その合計額から、法定相続分に応じ、各相続人が実際に取得する遺産の額を求めることになります。この金額が、特別受益にあたる財産の額を超えない場合、特別受益者には、新たな配分を求める権利がありません。

Q8 遺産の分割について話し合いがまとまらないときは、どうすればよいのですか？

2人以上の相続人がいる場合に、遺産の分割について意見が一致しないときは、家庭裁判所に**遺産分割調停**や**遺産分割審判**の申立てをする方法があります。

遺産分割調停は、家庭裁判所で、家事調停委員を交えて遺産分割の話し合いをする手続です。遺産分割調停の申立ては、原則として、相手方(他の相続人など)の住所地を管轄する家庭裁判所または当事者が合意して定めた裁判所で行います。

遺産分割審判は、相続人間のさまざまな事情を考慮した上で、家庭裁判所が分割方法を定める手続です。遺産分割審判の申立ては、相続開始地を管轄する家庭裁判所または当事者が合意して定めた裁判所で行います。

なお、はじめから遺産分割審判の申立てをしても、原則として家庭裁判所は、調停による解決を試みなければなりません。

申立てに際しては、戸籍・除籍謄抄本、不動産の登記事項証明書などの資料の提出が必要になるほか、所定の費用(被相続人一人につき、収入印紙1,200円分等)がかかります。また、遺産の鑑定が必要な場合などには、別途実費を負担することになります。